

白河市ケアラー支援の推進に関する条例

令和4年9月30日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民のうち、高齢、身体上又は精神上の障がい、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 市民 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (5) 関係機関 介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラー支援は、白河市思いやり条例（令和2年白河市条例第38号）の趣旨を踏まえ、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーに対する支援は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達を図られるとともに、適切な教育の機会が確保されるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、介護、福祉、医療、保健、教育に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向を尊重するとともに、市民、事業者及び関係機関と相互に連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念に基づき、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 関係機関のうち、学校その他教育に関する業務を行うもの（以下「学校等」という。）は、日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、当該ヤングケアラーに対し、市及び関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深め、一人ひとりが思いやりの心を持ち、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ケアラーの早期発見及び相談の場の確保)

第11条 市は、ケアラーの早期発見に向けて、市民、事業者及び関係機関の間の情報の共有のために必要な措置を講ずるとともに、それらとの緊密な連携のもと、ケアラーが相談することができる場を確保するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。